

## 東海村と茨城県立東海高等学校とのフレンドシップ協定書

東海村と茨城県立東海高等学校（以下「両者」という。）は、高校生の発想力や行動力を活かし、地域のさらなる発展と魅力の創造及び人材育成に共に取り組むことを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、相互の資源を有効に活用することにより、村と高校の発展及び学校の魅力向上、並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）地域密着型の教育活動の展開に関する事
- （2）高校生のまちづくり参画に関する事
- （3）高校生の人材育成に関する事
- （4）地域を知り、かかわる機会を創造すること
- （5）その他目的を達成するために必要となる事

2 両者は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 両者のいずれかが、連携事項について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上、必要な変更を行う。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（機密保持）

第4条 両者は、本協定に基づき提供された情報（以下「機密情報」という。）を極秘に保ち、第三者に開示してはならず、第1条の目的にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、以下の各号に該当する機密情報はこの限りではない。

- （1）既に公知となっているもの
- （2）法令による情報の開示を求められたもの

2 両者は、本協定に基づく事業内容について極秘に保つものとし、相手方の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。

3 両者は、本協定が第3条に定める有効期間の改廃により効力を失った後も、前2項による機密保持の義務を負う。

（疑義の解決）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

以上のとおり、本協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、両者それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和6年2月5日

東海村長

茨城県立東海高等学校長

山田 修 正木 昇